

基本計画（案）について

資料 1

●意見募集等の結果を反映した「素案」から「案」への修正

基本計画（素案）について、これまでに住民説明会や意見募集で寄せられた意見等を反映し、併せて表記の統一など所要の修正を行う。

※基本計画とは

上田長野地域において事業統合による広域化を行う場合の、業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本の方針や事項をまとめ、今後更なる検討を進める上で指針とするもの。

●主な修正内容（新旧対照表）

| 旧（素案） | 新（案） | 修正理由 |
|--|--|--|
| 1 業務運営の基本方針> 1. 1 総務・経理・営業関係 | | |
| (5) 料金や手数料等の納付における利便性向上のため、 <u>コンビニ収納、スマートフォン決済等による収納方法の拡大を地域全体で進める。</u> | (5) 料金や手数料等の納付における利便性向上のため、 <u>多様な収納方法を検討する。</u> | クレジットカード払いの導入をはじめ、収納方法の拡大について要望が複数寄せられていることから、「コンビニ収納、スマートフォン決済等」を「多様な収納方法」に改める。 また、事業統合による現行の収納方法の統一に加え、新たな収納方法についても費用対効果を踏まえ検討を進めるため表現を改める。 |
| 1 業務運営の基本方針> 1. 5 官民連携 | | |
| (新規追加) | <u>(4) 地域事業者の活性化を図り、災害時の円滑な対応や地域経済の健全な発展に資するため、公正性、競争性等を確保した適正な入札制度の下、地域事業者に係る受注等の機会の確保について検討する。</u> | 住民意見等募集において「今まで市内の業者に限って入札できていたものが、近隣市町村や県内の業者も参加できると不公平に感じるのではないか」という意見が寄せられた。 地域経済の発展や災害など緊急対応時の官民連携の面から、地域事業者の活躍と活性化は欠かせないものである。 については、地域の水道を民と官で支える体制の構築を目指し、新たに基本計画に左の修正案を追加して、企業団が設立された場合の地域事業者の受注機会の確保等を考慮した入札制度について、協議会において検討する。 |
| 4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針> 4. 1 広域化の時期 | | |
| <u>構成団体の全てにおいてこの基本計画が合意された後、企業団の設立準備を開始する。</u> 企業団の設立時期は、 <u>当該</u> 合意後、2～3年を目途とし、速やかな企業団の設立に向け構成団体は協力をする。 | 企業団の設立時期は、 <u>構成団体の全てにおいてこの基本計画が合意された後、2～3年を目途とし、構成団体は</u> 速やかな企業団の設立に向け協力する。 | 基本計画の合意後も事業統合に向けて更なる検討を進めていくことが関係団体の中で認識共有できていることから、文言を分かりやすく整理する。 |

※上記に加え、表記の統一などの所要の修正を行う。(次頁以降の朱書き部分)

上田長野地域水道事業広域化基本計画（案）

令和7年7月14日

上田長野地域水道事業広域化協議会

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 業務運営の基本方針 | 1 |
| 1.1 総務・経理・営業関係 | |
| 1.2 運転・管理関係 | |
| 1.3 施設整備関係 | |
| 1.4 危機管理 | |
| 1.5 官民連携 | |
| 2 組織体制・職員の基本方針 | 2 |
| 2.1 組織体制 | |
| 2.2 職員 | |
| 3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針 | 3 |
| 3.1 財政運営 | |
| 3.2 水道料金 | |
| 3.3 一般会計繰出金 | |
| 4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針 | 4 |
| 4.1 広域化の時期 | |
| 4.2 近隣水道事業体との広域連携 | |
| 5 その他の基本方針 | 4 |
| 5.1 下水道事業 | |
| 5.2 第三者との協定等 | |

1 業務運営の基本方針

1.1 総務・経理・営業関係

- (1) 長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「構成団体」という。）で構成する一部事務組合（以下「企業団」という。）を設立し、長野市、上田市、千曲市及び坂城町の行政区域において長野県、長野市、上田市及び千曲市が取得している水道法の事業認可を廃止して事業統合を行い、将来にわたって民営化によらず企業団により事業を運営していく。
- (2) 総務、人事、経理等の企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部で集中して行うことにより、業務の効率化を図る。
- (3) 企業団設立当初における業務の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、企業団設立前の各水道事業体の事務所等に現地事務所を設置する。一定期間経過後、水道サービスの維持・向上に十分配慮した上で、最適な現地事務所のあり方を検討する。
- (4) 事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。
- (5) 料金や手数料等の納付における利便性向上のため、多様な収納方法を検討する。
- (6) 構成団体で利用している情報システム等は、水道利用者へのサービス向上や企業団の事業運営が効率化するよう優先度を定めて適切な時期に統合を進める。
- (7) 持続可能な事業運営やSDGsの達成のため、DXやGX等の積極的な推進及びAIの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。
- (8) 地域住民の水道事業及び企業団への理解を深め、企業団運営に住民意見を反映させるため、積極的な広報広聴に努める。

1.2 運転・管理関係

- (1) 水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、水道事業体ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は各水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。
- (2) 基幹浄水場等に集中監視体制を構築し、運転管理の効率化と監視体制の強化を図る。
- (3) 水質管理業務については、適切かつ迅速な検査を実現するため主要な浄水場ごとの系統的な管理ができる体制とする。

1.3 施設整備関係

- (1) 千曲川流域の高低差を利用した上流から下流への一体的、効率的な水運用を実現する。また、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管で接続し、バックアップ可能な水道システムを構築する。
- (2) 将来の人口減少等による有収水量の見通しを立て、施設の統廃合及び水道施設のダウンサイジングを行い、投資の抑制及び維持管理コストの削減を図る。
- (3) 水道施設の更新や耐震化については、老朽度や重要度を考慮した上で、基幹となる水道施設及び災害時避難所、病院等の重要施設への管路を優先的に進める。併せて、現状の耐震化率や経年化率には地域格差があることから、その是正に向けて整備を進める。

1.4 危機管理

- (1) 各水道事業体の危機管理マニュアルを統一するとともに、構成団体の地域防災計画とも整合した内容とする。併せて、非常時における構成団体との連絡調整や近隣市町村等との相互連携及び関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 企業団設立後も公益社団法人日本水道協会及び長野県水道協議会の会員として、被災地への災害応援等の業務の中核的な役割を担っていく。
- (3) 事業継続計画（B C P_{※1}）を策定し、非常時における優先事項及び職員・関係者の役割を明確にする。

※1：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

- (4) 非常時等に備え、資材保管庫を地域内の適切な場所に設置する。
- (5) 河川氾濫等による浸水の恐れがある施設は、雨水侵入対策や電気施設の浸水対策、連絡管等の整備を行い、災害に強い施設を構築する。
- (6) 水安全計画の整備と各種マニュアル等に基づく訓練を実施する。
- (7) 防犯対策として、バイオセンサー、侵入警報システム、定期巡回等により施設の安全管理を徹底する。
- (8) 大規模地震等による広域的な災害を想定し、燃料や緊急用資材等の調達ルートを確立するとともに、災害時初期対応のため、非常時の通信手段や非常用品をあらかじめ確保する。

1.5 官民連携

- (1) 水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。
- (2) 水道事業の円滑な業務運営のため、企業団設立後も引き続き地域事業者と災害時の対応をはじめとした業務の連携を図る。
- (3) 基幹管路や施設など大規模な施設整備は、D B方式（設計・施工を一括発注方式）等を含めた官民連携の導入について検討する。
- (4) 地域事業者の活性化を図り、災害時の円滑な対応や地域経済の健全な発展に資するため、公正性、競争性等を確保した適正な入札制度の下、地域事業者に係る受注等の機会の確保について検討する。

2 組織体制・職員の基本方針

2.1 組織体制

- (1) 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置く。
- (2) 執行機関として企業団の管理者である企業長を置き、補助職員として副企業長及びその他の職員を置く。
- (3) 企業団の財務や事務を監査するため、監査委員を置く。

- (4) 企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算等の重要事項を協議するため、構成団体の代表者で構成する運営協議会を設置する。
- (5) 企業団の経営に関し、必要な事項を調査及び審議するための審議会の設置を検討する。

2.2 職員

- (1) 企業団設立当初においては、業務運営の安定化及び国の補助制度を活用した施設整備の推進を図るため、必要な人員を確保する必要がある。そのために構成団体は、企業団が統合前の構成団体における職員数を確保できるよう、当面の間は企業団への職員派遣又は本人の希望に基づく身分移管を行う。その後順次、企業団への本人の希望に基づく身分移管又は企業団による新規採用を進める。
- (2) 企業団は、最適な人員配置に努めるとともに、事業が確実に履行できる体制が構築され、業務運営が安定してきた段階で、業務の一層の共通化・効率化を図りながら適正規模を目指していく。
- (3) 水道事業に関する専門的な知識・技術を継承するため、長期的な視野をもって継続的な人材育成を行う。
- (4) 漏水調査等の水道管の維持管理に関する研修設備を設置し、技術職員の育成と技術継承を推進する。

3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針

3.1 財政運営

- (1) 独立採算の原則により、水道料金によって健全経営を維持していくことを基本とする。
- (2) 水需要の減少に伴い、給水収益が減少する中で、広域化による経営の効率化、水道施設の最適配置や規模の適正化を図り、経営基盤を強化する。
- (3) 企業団の事業開始時に会計を統一することを目標とする。
- (4) 水道施設の更新事業を計画的に実施するための財源を確実に確保するとともに、広域化に係る国庫補助制度を有効活用し、補助期限である令和 16 年度までは広域化に資する事業、運営基盤強化に資する事業を優先的に実施する。
- (5) 地域全体として効果の高い事業や脆弱箇所の強化に対して優先的に投資を行う。
- (6) **企業団**は、各水道事業体の事業の用に供している資産及び負債を全て引き継ぐ。
- (7) 事業統合時点で、**各水道事業体**の内部留保資金、企業債残高等に格差がある場合でも、これを平均化することを目的とした一般会計等からの補填は行わない。
- (8) 企業団の経営基盤強化のため、一般会計出資金の活用を見込む。

3.2 水道料金

- (1) 水道料金の統一は、将来の物価変動等の状況を注視しながら定期的な検証を行う中で、早期実施を目標とする。なお、統一までは、各水道事業体の現行料金体系を維持することを基本とする。
- (2) 健全で持続可能な水道事業を運営するため、4年に一度の料金の見直しを原則とし、将来的な施設更新を確実に実施するため、資産維持費を考慮した総括原価方式による算定を行う。

3.3 一般会計繰出金

- (1) 国庫補助金を受けて広域化事業及び運営基盤強化等事業を実施する場合の財源措置として、一般会計出資金の負担方法をルール化する。
- (2) 構成団体が従前から負担している一般会計繰出金については、継続して繰り入れる。

4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針

4.1 広域化の時期

企業団の設立時期は、構成団体の全てにおいてこの基本計画が合意された後、2～3年を目途とし、構成団体は速やかな企業団の設立に向け協力する。

4.2 近隣水道事業体との広域連携

- (1) 企業団設立後は、周辺の水道事業体との事務の共同化など効果的な広域連携を検討し、当該連携地域にとって効果的かつ効率的な水道事業の運営に努める。
- (2) 企業団の事業開始後、企業団に所属しない近隣の水道事業体から新たに水道事業の統合等の希望や相談があった場合には、隨時協議に応じるものとする。

5 その他の基本方針

5.1 下水道事業

- (1) 上下水道事業分離による地域の共通課題解決に向けて、将来における下水道事業広域化の有効性や上下一体での事業運営の研究について、企業団設立後も構成団体と引き続き協力、連携を図っていく。なお、下水道事業における課題解決には多くの時間を要することから、水道事業の広域化を優先とする。
- (2) 下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の上水道事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。

5.2 第三者との協定等

水道水源等に関する第三者との協定について、構成団体は企業団への円滑な承継が可能となるよう地域の実情に応じた対応を検討する。